

議案第 2 号

議決第 号

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年1月15日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年始良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職給料表

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。